



# 第17回定時株主総会 招集ご通知

## ■ 日時

2020年9月30日（水曜日）

午前10時

（受付開始は午前9時30分を予定しております）

※開催時刻が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

## ■ 場所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社東京証券取引所

2階 東証ホール

## ■ 決議事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

※新型コロナウイルスの感染が広がっておりますので、感染リスク低減のため、本年の株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を強くご推奨申しあげます。

なお、株主総会終了後に実施しておりました会社説明会につきましても本年は実施いたしませんので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

## リファインバース株式会社

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が広がっておりますので、本株主総会では適切な感染防止策を実施させていただきます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本年の株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

|               |  |
|---------------|--|
| <b>1 日 時</b>  | 2020年9月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）<br>※開催時刻が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。   |
| <b>2 場 所</b>  | 東京都中央区日本橋兜町2番1号<br>株式会社東京証券取引所 2階 東証ホール<br>(注) 1. 当日は西口よりご入場をお願い申し上げます。<br>2. ご入場の際して、本株主総会招集ご通知、議決権行使書用紙を必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。<br>3. 西口では、警備員による金属探知機での検査がございます。併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。<br>4. 末尾の株主総会会場ご案内図もご参照ください。                               |
| <b>3 目的事項</b> | <b>報告事項</b><br>1. 第17期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第17期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）<br>計算書類報告の件<br><b>決議事項</b><br>第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件<br>第2号議案 取締役8名選任の件<br>第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。また、ようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト (<https://www.r-inverse.com/>)**

## (添付書類)

# 事業報告

(2019年7月1日から2020年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において当社グループは、産業廃棄物処理事業において基盤となる事業を展開しつつ、今後の成長の核となる再生樹脂製造販売事業の事業領域の拡大に向けて、持続的な成長のための事業基盤の強化、推進に努めてまいりました。

また、更なる事業領域の拡大に向けて積極的に研究開発投資を継続するとともに、グループ各事業の収益管理及びコーポレート機能強化を目的として当連結会計年度より導入した事業部制が機能した結果、各事業部の業績向上に貢献しております。とくに、ソリューション事業では2019年12月に大型プラント販売の実績を上げ、新たな収益源となっており、当連結会計年度の売上高は過去最高額となりました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大による当社グループの経営成績に与える影響は大きく、既存事業で徹底したコスト削減を進めたものの、その効果が出るのは翌期以降となる見込みであり、2020年4月～6月において売上が大きく落ち込んだ結果、最終損益は赤字となりました。

再生樹脂製造販売事業においては、緊急事態宣言に伴う外出自粛により、建設業界全般として現場作業員の安全面から工事の中止・延期が発生し、ホテルやオフィス等のリニューアル工事で発生する廃カーペットタイルの受入処理量が2020年4月～6月において減少いたしました。また、当社のリサイクル材料の大部分はカーペットタイルをはじめとする床材製品の原料となりますが、新型コロナウイルスの影響を受けたホテルやその他施設への投資が減少し、これら床材製品の需要が落ち込み、リサイクル材料の販売量が減少いたしました。

産業廃棄物処理事業においては、住宅の建設・リノベーション業界において中国からの住設部材の調達が滞り、また、緊急事態宣言に伴う建設工事の中止・延期が発生し、当社グループの受注した産廃回収予定の工事が中止・延期となる案件が発生しました。さらに、顧客訪問を伴う営業活動の停滞により、新規受注が減少いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,694,690千円（前期比6.7%増）、営業損失178,586千円（前期は営業損失255,357千円）、経常損失208,217千円（前期は経常損失289,961千円）、親会社株主に帰属する当期純損失268,937千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失343,754千円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、記載のセグメント別売上高はセグメント間取引の相殺前の数値です。

#### (再生樹脂製造販売事業)

再生樹脂製造販売事業につきましては、ホテル・オフィス関連を中心としたリニューアル需要は底堅く、企業の持続可能な開発目標(SDGs)への取り組みの高まりなどから、弊社へのカーペットタイルの処理委託並びに環境対応製品の基礎原料としての再生樹脂原料の需要は底堅く推移してまいりましたが、2020年4月～6月における新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、需要の落ち込みが顕著となっております。高機能樹脂事業においては、下期には工場の生産性は改善し、安定的に生産量を増加させる態勢が整いましたが、新型コロナウイルスの影響により、商談のための訪問や当社への工場視察が延期されるなど、ビジネスチャンスを実現するための活動が思うようにならず販売数量を伸ばすことができませんでした。一方で、前期より準備を進めていたソリューション事業は大型案件となる機械設備販売を実現し、売上高の増加に貢献しております。その結果、売上高は1,041,792千円(前期比35.8%増)となり、セグメント損失は197,765千円(前期はセグメント損失261,700千円)となりました。

#### (産業廃棄物処理事業)

産業廃棄物処理事業につきましては、マンション等のリフォーム・リノベーション案件において、解体工事から収集運搬・中間処理まで一括受注できる体制と小回りを利かせたサービスにより多くの引き合いを頂き、業績を伸ばしてまいりましたが、2020年4月～6月における新型コロナウイルスの影響による売上の落ち込みは大きく、売上高は前年割れとなりました。一方、新基幹システム導入とその機能向上を図ることにより現場から管理部門までの伝票処理等のデジタル化によるオペレーションの効率化、管理コストの削減などを実現することができ、セグメント利益率は大幅にアップいたしました。

結果として売上高は1,666,771千円(前期比5.9%減)、セグメント利益は214,464千円(前期比21.1%増)となりました。

### 事業別売上高

| 区 分        | 第16期<br>(2019年6月期)<br>(前連結会計年度) |           | 第17期<br>(2020年6月期)<br>(当連結会計年度) |           | 前連結会計年度比増減    |           |
|------------|---------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------|---------------|-----------|
|            | 金 額                             | 構 成 比     | 金 額                             | 構 成 比     | 金 額           | 増 減 率     |
| 再生樹脂製造販売事業 | 千円<br>766,875                   | %<br>30.2 | 千円<br>1,041,792                 | %<br>38.5 | 千円<br>274,916 | %<br>35.8 |
| 産業廃棄物処理事業  | 1,771,504                       | 69.8      | 1,666,771                       | 61.5      | △104,733      | △5.9      |
| 合 計        | 2,538,380                       | 100.0     | 2,708,563                       | 100.0     | 170,183       | 6.7       |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリースを含めて210,626千円であり、セグメント別の設備投資の概要は以下のとおりであります。

### (再生樹脂製造販売事業)

再生樹脂製造販売事業において171,848千円の設備投資を実施しました。

主として一宮工場における建物及び建物附属設備9,709千円、機械装置（リースを含む）69,542千円、構築物6,250千円などを取得しております。また、リファインバース イノベーションセンターにおける建物及び建物附属設備8,140千円、機械装置（リースを含む）30,861千円などを取得しております。

### (産業廃棄物処理事業)

産業廃棄物処理事業において38,777千円の設備投資を実施しました。

主として中間処理に係る工場設備等の機械装置13,902千円、リース車両14,217千円などを取得しております。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として100,000千円、長期借入金として500,000千円の調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別   | 第14期<br>(2017年6月期) | 第15期<br>(2018年6月期) | 第16期<br>(2019年6月期) | 第17期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年6月期) |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円)  | 2,294,698          | 2,410,719          | 2,526,299          | 2,694,690                       |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (千円)                                       | 264,193            | △15,878            | △289,961           | △208,217                        |
| 親会社株主に<br>帰属する当期<br>純利益又は<br>親会社株主に<br>帰属する当期<br>純損失 (△) (千円) | 315,854            | 57,174             | △343,754           | △268,937                        |
| 1株当たり<br>当期純利益<br>又は1株<br>当たり<br>当期純損失 (△) (円)                | 107.56             | 19.05              | △113.96            | △88.18                          |
| 総資産 (千円)  | 2,736,180          | 3,102,200          | 3,113,154          | 2,872,032                       |
| 純資産 (千円)  | 814,861            | 882,310            | 604,695            | 337,220                         |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)   | 272.25             | 292.42             | 195.62             | 107.42                          |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号)を適用しております。

2. 当社は、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

<子会社>

| 会社名            | 資本金<br>(千円) | 当社の議決権比率<br>(%) | 主要な事業内容    |
|----------------|-------------|-----------------|------------|
| 株式会社ジーエムエス     | 71,000      | 100             | 産業廃棄物処理事業  |
| リファインマテリアル株式会社 | 50,000      | 100             | 再生樹脂製造販売事業 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境としては、少子化に伴う労働人口の減少による人手不足、海外における通商問題の動向や米国の政策動向、またその影響等不確実性があり、引き続き注視すべき状況が続くものと考えられます。とくに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は収束の見通しが立たず、その影響による経済活動の停滞も今後の回復状況が見通せない状況となっており、2021年に延期された東京オリンピックもその開催が実現するかどうか予断を許さない中で、当社グループの事業領域に関わる市場においては、不動産・建築市場への影響が懸念されるところとなっております。

このような環境の中、昨今の廃プラ処理問題、海洋ゴミ問題への社会的な関心の高まりは当社グループにとっては追い風であり、これらの課題解決は当社グループの事業領域そのものであります。社会の課題をRefineすることで価値を生み出す、すなわち廃棄物のリサイクルという枠にとらわれることなく社会的な課題の解決によって価値を生む、低価値・マイナス価値のものをRefineすることで新たな価値を創り出すことに取り組んでいきたいと考えております。環境問題などの社会的課題は“ビジネスの力”によって解決することで持続可能となるという信念のもと、新しい資源を生み出すことで結果として社会貢献することを目指してまいります。

今後ますます競争激化が予想される中、廃棄物リサイクル先進企業として業界をリードしていくために、当社グループとしては以下の内容を対処すべき課題として認識しております。

#### (a) 使用済みカーペットタイルの安定的確保について

再生樹脂製造販売事業において、再生樹脂生産量は建設系産業廃棄物である使用済みカーペットタイルの調達量に依存しております。ゆえに再生樹脂を安定的に生産するためには、使用済みカーペットタイルの安定的な調達ルートの確保が必要となります。具体的な施策として、既存取引先からの搬入数量の増加を図るための営業提案を行うとともに新規取引先開拓を図ってまいります。

(b) 販売数量の拡大について

グリーン購入法の特定調達品目やエコマークの基準改定の影響から、各カーペットタイルメーカーからの当社グループ製品に対する引き合いが増えているものと認識しております。当社グループとしては、今後も当社グループ製品に対する引き合いが引き続き増加すると想定しており、増加した需要に対応できるよう、生産能力を強化し、販売数量の拡大を図ってまいります。

(c) 販売価格の向上について

環境対応製品の市場拡大に伴い、当社グループの製品に対する需要は拡大しており、当社グループの製品の販売価格向上を目指す環境が整ってきていると認識しております。当社グループでは、更なる当社製品の品質改善を行うことで当社グループの製品の価値を高めつつ、この環境を活かして、収益性の更なる向上を図ってまいります。

(d) コスト競争力の強化について

今後競争の激化も予想される中、当社グループとしては以下のようなコスト削減策を講じてまいります。

- ① 回収した使用済みカーペットタイルのうち廃棄処分品を減少することによる歩留りの向上及び生産ライン稼働率の向上を図ります。
- ② 生産工程の効率化による人件費の圧縮等による原価低減を図ります。
- ③ 産業廃棄物処理事業と協業して使用済みカーペットタイルの撤去から再生樹脂製造までの一貫実施を拡大することで、使用済みカーペットタイルの選別作業の削減とこれに伴う原価低減を図ります。
- ④ 再生樹脂製造販売事業で使用する生産設備及びプロセスの多くが当社独自の仕様であり、設備導入及び本番運用において、予期せぬトラブルや故障が起こる可能性があります。突発的な設備トラブルに係るリスクを最低限に抑えるため、日常的に生産設備の保守・メンテナンスに努めるとともに、設備補修技術の蓄積も行ってまいります。

(e) 新規事業領域への進出について

当社では廃棄物の再資源化のための基礎技術として機械的処理（切削・粉碎等）による分離技術をベースにカーペットタイルのリサイクル事業を拡大してきましたが、新たに開発した低コストな高純度分離技術や混合圧縮成形技術により新規事業領域への進出による成長を見込んでおります。

高純度分離技術に関しては、自動車エアバッグの基布や使用済み漁網から再生ナイロン樹脂を再資源化することを実現する画期的な技術となります。

また、混合圧縮成形技術に関しては、微粉体形状の原料を低コストで圧縮成形することにより、鉄鋼メーカーで使用されている製鋼副資材の製造を実現いたしました。



これらの新技術により、カーペットタイルリサイクル事業に加えてナイロンリサイクル事業、製鋼副資材製造事業に新規参入することとなり、当社の事業領域が建設業界に加え、自動車業界、鉄鋼業界へと拡大し、持続的な成長に向けた事業基盤の強化が実現しました。

また、これまで培った廃棄物の再資源化に関する基礎技術、生産技術、マーケティングノウハウなどを、コンサルティングや生産／処理設備の販売、ライセンス供与などを通じて、顧客に価値提供をしていくソリューション事業を開始しました。当該事業を通じて今後も継続し新規事業領域への進出を図ってまいります。

(f) 組織体制・人材の強化等について

当社グループとして事業拡大に対応をするため、直近では組織として事業部制を導入し、各従業員に対して人事制度の刷新を行いました。

今後も内部管理体制の更なる強化が重要課題になることを認識し、社員研修・教育制度の充実、人事制度の適切な運用に取り組むことで、将来、当社グループの核となる優秀な人材の確保・育成を図るとともに、事業をより効率的かつ安定的に運営していくため、適宜、組織体制の最適化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

| 事業区分       | 事業内容  |
|------------|---|
| 再生樹脂製造販売事業 | 廃棄されたカーペットタイルに対して当社グループの独自技術により再生処理を行い再度カーペットタイルの製造に利用できる合成樹脂製品として販売しております。<br>また、自動車エアバッグの製造工程から出る端材や使用済み漁網に対して当社グループの独自技術により再生処理を行い再生ナイロン素材として販売しております。 |
| 産業廃棄物処理事業  | 主として首都圏で排出される建築系廃棄物の収集運搬・中間処理を行っております。  |

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年6月30日現在)

① 当社

|     |   |
|-----|---|
| 本 社 | 東京都中央区  |
| 工 場 | 千葉工場 (千葉県八千代市)<br>リファインパス イノベーションセンター (千葉県富津市)<br>一宮工場 (愛知県一宮市) |

② 子会社

|                |  |
|----------------|--|
| 株式会社ジーエムエス     | 本社 (東京都中央区)、リファイン1 (東京都葛飾区)、TACS3 (東京都大田区) |
| リファインマテリアル株式会社 | 本社 (千葉県富津市)                                |

## (7) 使用人の状況 (2020年6月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分       | 使用人数 (名) | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|----------|-------------|
| 再生樹脂製造販売事業 | 54(19)   | 13名増(15名増)  |
| 産業廃棄物処理事業  | 85(-)    | 1名減(-)      |
| 全社(共通)     | 10(-)    | 1名増(-)      |
| 合計         | 149(19)  | 13名増(15名増)  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、使用人兼務役員及び社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数    | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|------------|-------|--------|
| 52(15)名 | 13名増(11名増) | 43.1歳 | 4.5年   |

- (注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、使用人兼務役員及び社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

| 借入先          | 借入残高 (千円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 909,140   |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 552,100   |
| 城北信用金庫       | 345,330   |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年6月30日現在)

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 10,000,000株              |
| ② 発行済株式の総数    | 3,049,821株 (自己株式129株を除く) |
| ③ 株主数         | 2,452名                   |
| ④ 大株主 (上位10名) |                          |

| 株 主 名   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---|----------|---------|
| 越 智 晶   | 279,520株 | 9.17%   |
| 住 友 商 事 株 式 会 社   | 238,500  | 7.82    |
| 住 江 織 物 株 式 会 社   | 210,000  | 6.89    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>( 信 託 □ )                           | 162,200  | 5.32    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>J P R D A C I S G ( F E - A C ) | 134,718  | 4.42    |
| 越 智 敏 裕   | 121,000  | 3.97    |
| 越 智 源 株 式 会 社   | 95,000   | 3.11    |
| J. P. MORGAN SECURITIES PLC                               | 92,900   | 3.05    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>( 信 託 □ )                         | 86,700   | 2.84    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券   | 79,400   | 2.60    |

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (129株) を控除して計算しております。

2. 2020年7月27日付で、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社、JTCホールディングス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しています。

## (2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                                       |                                 | 第 7 回 新 株 予 約 権 |
|---------------------------------------|---------------------------------|-----------------|
| 発 行 決 議 日                             | 2014年2月7日                       |                 |
| 新 株 予 約 権 の 数                         | 8,500個                          |                 |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数 | 普通株式 85,000株<br>(新株予約権1個につき10株) |                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                | 500円                            |                 |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 期 間                   | 2016年2月8日から<br>2024年2月7日まで      |                 |
| 行 使 の 条 件                             | (注) 1                           |                 |
| 役 員 の 取 締 役 保 有 状 況 (社外取締役を除く)        | 新株予約権の数                         | 8,500個          |
|                                       | 目的となる株式数                        | 85,000株         |
|                                       | 保有者数                            | 1名              |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1)本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - (2)本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
  - (3)権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
2. 2016年5月11日付で行った1株を5株とする株式分割並びに2017年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況

|                        | 第 9 回 新 株 予 約 権<br>(有償ストックオプション)                    | 第 1 0 回 新 株 予 約 権<br>(無償ストックオプション)                    |
|------------------------|---|---|
| 発行決議日                  | 2017年2月14日  | 2017年12月22日   |
| 新株予約権の数                | 500個  | 97個   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式 100,000株<br>(新株予約権1個につき200株)                   | 普通株式 9,700株<br>(新株予約権1個につき100株)                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 3,150円  | 3,415円  |
| 新株予約権の行使期間             | 2020年10月1日から<br>2027年3月1日まで                         | 2019年12月23日から<br>2027年12月22日まで                        |
| 新株予約権の行使の条件            | (注) 1   | (注) 1   |
| 交付状況                   | 当社取締役 6名 450個 ( 90,000株)<br>当社監査役 3名 50個 ( 10,000株) | 当社従業員 27名 42個 ( 4,200株)<br>当社子会社従業員 47名 55個 ( 5,500株) |

|                        | 第 1 1 回 新 株 予 約 権<br>(無償ストックオプション) |
|------------------------|------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2018年9月10日                         |
| 新株予約権の数                | 10個                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式 1,000株<br>(新株予約権1個につき100株)    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 2,064円                             |
| 新株予約権の行使期間             | 2020年9月11日から<br>2028年9月10日まで       |
| 新株予約権の行使の条件            | (注) 1                              |
| 交付状況                   | 当社従業員 1名 10個 ( 1,000株)             |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

(第9回新株予約権)

- (1)新株予約権者は、2020年6月期の営業利益が700百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2)本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3)本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4)権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(第10回新株予約権及び第11回新株予約権)

- (1)本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - (2)本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
  - (3)権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
2. 第9回新株予約権に関して、2017年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
  3. 第9回新株予約権に関しては、職務執行の対価として付与したものではありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2020年6月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                     |
|---------------|-----------|---|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 越 智 晶     | 株式会社ジーエムエス 取締役<br>リファインマテリアル株式会社 代表取締役社長                    |
| 常 務 取 締 役     | 加 志 村 竜 彦 | 事業開発部長<br>株式会社ジーエムエス 取締役                                    |
| 取 締 役         | 瀧 澤 陵     | 人事総務部長<br>株式会社ジーエムエス 取締役                                    |
| 取 締 役         | 杉 村 順 也   | 事業開発部 研究開発 部長<br>リファインマテリアル株式会社 取締役                         |
| 取 締 役         | 青 木 卓     | 経営企画室長 兼 産廃事業部長<br>株式会社ジーエムエス 代表取締役社長                       |
| 取 締 役         | 堀 内 賢 一   | 最高技術責任者<br>リファインマテリアル株式会社 取締役                               |
| 取 締 役         | 鮫 島 卓     | AGキャピタル株式会社 代表取締役社長   |
| 取 締 役         | 関 口 修 一   | 住江織物株式会社 執行役員<br>株式会社スミノエワークス 代表取締役                         |
| 取 締 役         | 布 施 木 孝 叔 | 綜研化学株式会社 社外監査役<br>株式会社早稲田アカデミー 社外取締役<br>株式会社アルファシステムズ 社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役     | 小 林 孝 実   | 株式会社ジーエムエス 監査役<br>リファインマテリアル株式会社 監査役                        |
| 監 査 役         | 片 岡 敬 三   | 株式会社ホスピタルマネジメント研究所 監査役                                      |
| 監 査 役         | 丸 吉 龍 一   | 公認会計士丸吉龍一事務所 代表<br>ライブラ税理士法人 代表                             |

- (注) 1. 取締役鮫島卓氏、関口修一氏及び布施木孝叔氏は、社外取締役であります。
2. 監査役片岡敬三氏及び丸吉龍一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小林孝実氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役丸吉龍一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、鮫島卓氏、布施木孝叔氏及び丸吉龍一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 報 酬 等 の 額 (千円)    |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(2名)  | 52,200<br>(2,400) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 6,000<br>(2,400)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 11名<br>(4名) | 58,200<br>(4,800) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2004年3月1日開催の臨時株主総会において、年額5億円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2004年3月1日開催の臨時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。  
 4. 取締役の員数は期中退任した取締役を含めると11名ですが、無支給者が3名いるため支給員数と相違しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鮫島卓氏は、AGキャピタル株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役布施木孝叔氏は、株式会社早稲田アカデミーの社外取締役、綜研化学株式会社及び株式会社アルファシステムズの社外監査役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役片岡敬三氏は、株式会社ホスピタルマネジメント研究所の監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役丸吉龍一氏は、公認会計士丸吉龍一事務所及びライブラ税理士法人の代表であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名       | 地 位       | 主 な 活 動 状 況   |
|-----------|-----------|---|
| 鮫 島 卓     | 社 外 取 締 役 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。           |
| 関 口 修 一   | 社 外 取 締 役 | 2019年9月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、会社の経営者としての見地及び製造業の経験・見地から助言・提言を行っております。   |
| 布 施 木 孝 叔 | 社 外 取 締 役 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、助言・提言を行っております。                 |
| 片 岡 敬 三   | 社 外 監 査 役 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち12回に出席し、複数の会社の監査役として培ってきた豊富な経験・見地から、助言・提言を行っております。 |
| 丸 吉 龍 一   | 社 外 監 査 役 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、助言・提言を行っております。           |



#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 應和監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2019年9月25日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- ② 報酬等の額

|                     | 應 和 監 査 法 人 | EY新日本有限責任監査法人 |
|---------------------|-------------|---------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 30,000千円    | 14,000千円      |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

- ⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
- ③ 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ④ 「内部通報規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

#### 3. 当社及び子会社の損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び子会社から成る企業集団の経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。
- ② リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

#### 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
- ② 環境変化に対応した当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結経営計画及び連結年度予算を達成するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。

## 5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。
- ② 連結対象子会社に対しては、定期的に当社内部監査担当より内部監査を実施するとともに、当社監査役が必要に応じて監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

## 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社企業グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

## 7. 監査役職務を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。
- ② 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査役に帰属する。また当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得ることとする。

## 8. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は、当社取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受ける。また子会社を管掌する取締役・従業員からも適宜重要事項に係る報告を受ける。
- ② 監査役は、当社並びに子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当する取締役又は従業員等にその説明を求める。
- ③ 当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ④ 子会社統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。

## 9. 上記8. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

上記8. の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

## 10. 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

## 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
- ② 監査役は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
- ③ 監査役は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
- ④ 監査役は毎月の監査役会を通じて監査の実効性や改善すべき事項について継続的に検討することとする。

## 12. 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社及び子会社は、「コンプライアンス規程」第5条（遵守事項）に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取組むこととする。
- ② 警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、コンプライアンス体制を強化することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。当該委員会は、原則として四半期に1回開催し、取締役及び従業員に対するコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。また、内部通報窓口の設置を周知し、内在する問題の早期発見等に向けた取り組みを進めております。
- ② リスク管理に関する協議については基本的に経営会議で行っており、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえ、全社的なリスクの把握・評価を行っております。
- ③ 当社の監査役は、監査役会を定期的（毎月1回以上）に開催して情報交換を行っております。また、取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等重要な会議に出席し情報を収集すること、取締役との定期的な意見交換の実施や内部監査担当者と連携すること、及び子会社の取締役や使用人との意思疎通を図ることにより、監査の実効性の向上を図っております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

| 科目              | 第17期<br>2020年6月30日現在 |
|-----------------|----------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                      |
| <b>【流動資産】</b>   | <b>955,457</b>       |
| 現金及び預金          | 460,770              |
| 受取手形及び売掛金       | 277,392              |
| 商品及び製品          | 149,771              |
| 仕掛品             | 2,057                |
| 原材料及び貯蔵品        | 41,766               |
| 前払費用            | 19,992               |
| その他             | 5,064                |
| 貸倒引当金           | △1,358               |
| <b>【固定資産】</b>   | <b>1,876,545</b>     |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,626,635</b>     |
| 建物及び構築物         | 946,810              |
| 機械装置及び運搬具       | 1,111,097            |
| 工具、器具及び備品       | 83,957               |
| 土地              | 102,100              |
| リース資産           | 234,675              |
| 建設仮勘定           | 13,889               |
| 減価償却累計額         | △865,895             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>14,952</b>        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>234,957</b>       |
| 投資有価証券          | 20,000               |
| 繰延税金資産          | 116,597              |
| 敷金及び保証金         | 100,491              |
| その他             | 9,293                |
| 貸倒引当金           | △11,424              |
| <b>【繰延資産】</b>   | <b>40,030</b>        |
| 開業費             | 40,030               |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,872,032</b>     |

| 科目             | 第17期<br>2020年6月30日現在 |
|----------------|----------------------|
| <b>(負債の部)</b>  |                      |
| <b>【流動負債】</b>  | <b>694,373</b>       |
| 支払手形及び買掛金      | 37,496               |
| 短期借入金          | 75,001               |
| 1年内返済予定の長期借入金  | 305,272              |
| リース債務          | 42,820               |
| 未払金            | 121,066              |
| 未払費用           | 63,663               |
| 未払法人税等         | 9,269                |
| 未払消費税等         | 34,297               |
| その他            | 5,486                |
| <b>【固定負債】</b>  | <b>1,840,438</b>     |
| 長期借入金          | 1,501,298            |
| リース債務          | 117,987              |
| 繰延税金負債         | 24,252               |
| 資産除去債務         | 153,917              |
| その他            | 42,983               |
| <b>負債合計</b>    | <b>2,534,812</b>     |
| <b>(純資産の部)</b> |                      |
| <b>【株主資本】</b>  | <b>327,621</b>       |
| 資本金            | 439,219              |
| 資本剰余金          | 487,258              |
| 利益剰余金          | △598,713             |
| 自己株式           | △142                 |
| <b>【新株予約権】</b> | <b>9,598</b>         |
| <b>純資産合計</b>   | <b>337,220</b>       |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>2,872,032</b>     |

## 連結損益計算書

(単位：千円)

| 科目              | 第17期                           |
|-----------------|--------------------------------|
|                 | 自 2019年 7月 1日<br>至 2020年 6月30日 |
| 売上高             | 2,694,690                      |
| 売上原価            | 2,182,154                      |
| 売上総利益           | 512,535                        |
| 販売費及び一般管理費      | 691,122                        |
| 営業損失            | 178,586                        |
| 営業外収益           | 15,018                         |
| 受取利息            | 106                            |
| 受取配当金           | 8                              |
| 助成金収入           | 9,802                          |
| 受取保険金           | 2,091                          |
| その他             | 3,010                          |
| 営業外費用           | 44,649                         |
| 支払利息            | 24,727                         |
| 開業費償却           | 18,046                         |
| その他             | 1,874                          |
| 経常損失            | 208,217                        |
| 特別利益            | 208                            |
| 新株予約権戻入益        | 208                            |
| 特別損失            | 4,507                          |
| 固定資産除却損         | 3,799                          |
| 固定資産売却損         | 708                            |
| 税金等調整前当期純損失     | 212,516                        |
| 法人税、住民税及び事業税    | 12,508                         |
| 法人税等調整額         | 43,912                         |
| 当期純損失           | 268,937                        |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 268,937                        |

# 連結株主資本等変動計算書

第17期 自2019年7月1日 至2020年6月30日

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |         |          |      |          |
|--------------------------|---------|---------|----------|------|----------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自己株式 | 株主資本合計   |
| 当連結会計年度期首残高              | 439,219 | 487,258 | △329,775 | △96  | 596,605  |
| 当連結会計年度変動額               |         |         |          |      |          |
| 親会社株主に帰属する当期純損失          |         |         | △268,937 |      | △268,937 |
| 自己株式の取得                  |         |         |          | △46  | △46      |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |         |          |      |          |
| 当連結会計年度変動額合計             | —       | —       | △268,937 | △46  | △268,983 |
| 当連結会計年度末残高               | 439,219 | 487,258 | △598,713 | △142 | 327,621  |

|                          | 新株予約権 | 純資産合計    |
|--------------------------|-------|----------|
| 当連結会計年度期首残高              | 8,089 | 604,695  |
| 当連結会計年度変動額               |       |          |
| 親会社株主に帰属する当期純損失          |       | △268,937 |
| 自己株式の取得                  |       | △46      |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 1,508 | 1,508    |
| 当連結会計年度変動額合計             | 1,508 | △267,474 |
| 当連結会計年度末残高               | 9,598 | 337,220  |

## 連結注記表

### 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ジーエムエス  
リファインマテリアル株式会社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産

- ・商品及び製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 3～31年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。



(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

開業費：5年間にわたり均等償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

**【追加情報】**

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づいて実施しており、新型コロナウイルス感染拡大による当社グループ業績への影響は2021年6月期まで続くものと仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の感染症の状況や経営環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りの仮定が大きく乖離する可能性があり、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

**【連結貸借対照表に関する注記】**

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 現金及び預金  | 13,436千円           |
| 建物及び構築物 | 687,831千円          |
| 機械装置    | 316,505千円          |
| 土地      | 102,100千円          |
| 計       | <u>1,119,873千円</u> |

(2) 担保に係る債務

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 163,956千円        |
| 長期借入金         | 391,180千円        |
| 計             | <u>555,136千円</u> |

(3) 有形固定資産に含めて表示している遊休固定資産

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 建物及び構築物   | 1,573千円         |
| 機械装置及び運搬具 | 43,274千円        |
| 工具、器具及び備品 | 242千円           |
| 計         | <u>45,090千円</u> |

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,049,950株 |
|------|------------|

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 94,700株 |
|------|---------|

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、多額の資金を要する設備投資などの案件については資金需要が発生した時点で市場の状況等を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほぼすべてが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る一時的な資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）管理

当社グループは与信管理規程に伴い外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに、顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と併せて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営企画室が資金繰計画表に基づき、適時に更新することにより管理を行っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価額がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額      |
|---------------|------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金    | 460,770    | 460,770   | －       |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 277,392    | －         | －       |
| 貸倒引当金（※1）     | △1,358     | －         | －       |
| 貸倒引当金控除後      | 276,034    | 276,034   | －       |
| 資産計           | 736,804    | 736,804   | －       |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 37,496     | 37,496    | －       |
| (2) 未払金       | 121,066    | 121,066   | －       |
| (3) 短期借入金     | 75,001     | 75,001    | －       |
| (4) 長期借入金（※2） | 1,806,570  | 1,902,173 | 95,603  |
| (5) リース債務（※3） | 160,807    | 167,494   | 6,687   |
| 負債計           | 2,200,941  | 2,303,232 | 102,290 |

(※1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

- (※2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。  
(※3) 流動負債に区分されるリース債務と固定負債に区分されるリース債務を合算して記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式及び非上場社債等の有価証券（連結貸借対照表計上額：20,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。なお、前連結会計年度において、非上場株式について9,999千円の減損処理を行っております。

**【1株当たり情報に関する注記】**

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 107円42銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 88円18銭  |

**【重要な後発事象に関する注記】**

(第三者割当による新株式発行)

当社は、2020年8月20日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2020年9月7日に払込が完了しております。

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 250,000株

2. 払込金額

1株につき 797円（総額199,250,000円）

3. 増加する資本金及び資本準備金の額

資本金 1株につき 398.5円（総額99,625,000円）

資本準備金 1株につき 398.5円（総額99,625,000円）

4. 募集方法

第三者割当の方法

5. 割当予定先及び割当予定株式数

三菱ケミカル株式会社 当社普通株式 250,000株

6. 申込期日

2020年9月7日

7. 払込期日

2020年9月7日

8. 資金用途

廃プラ等コンパクト設備開発・設備投資費用、廃プラ回収に向けての要員採用費に充当する予定です。

(資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2020年8月25日及び2020年8月31日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2020年9月30日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化ならびに早期に配当を実現できる体制にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的とするものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額 439,219,723円のうち、389,219,723円を減少して、50,000,000円といたします。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額 439,219,722円のうち、389,219,722円を減少して、50,000,000円といたします。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、「資本金」及び「資本準備金」の額のみを減少し、その全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

3. 剰余金の処分の要領

当社のその他資本剰余金48,038,367円(2020年6月30日現在)のうち7,012,672円と、会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金778,439,445円を合わせ、785,452,117円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充ちたいします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 785,452,117円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 785,452,117円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の日程

(1) 取締役会決議日 2020年8月25日

(2) 株主総会決議日 2020年9月30日

(3) 債権者異議申述最終期日 2020年10月31日(予定)

(4) 効力発生日 2020年11月1日(予定)

(ストック・オプション(新株予約権)の付与)

当社は、2020年8月25日及び2020年8月31日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を2020年9月30日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

I 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

中長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、当社及び当社子会社の従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

II 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式60,000株を上限とする。但し、第2項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は600個を上限とする。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権は無償で発行する。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、第2項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
- ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われぬものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後7年を経過する日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第7項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

### (2) 相続

権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、権利者の死亡後6ヶ月以内に当社が認めた場合に限り、下記に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。

- ① 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
  - 1) 相続開始の年月日
  - 2) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
  - 3) 相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）の氏名及び住所

- 4) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
  - 5) 上記1)乃至4)のほか、当社の定める事項
- ②①に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - ③権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - ④権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - ⑤行使期間中に上記①1)乃至5)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。
  - ⑥権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。
  - ⑦本項第(2)号を除く本要項の規定の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(4)号の規定は適用されないものとする。

#### 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は同法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本新株予約権の割当日において下記①又は②の身分を有する権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ②当社又は子会社の使用人
  - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く
  - ③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合

- ⑧権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ⑨権利者が本要項の規定又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
8. 行使手続  
本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。
9. 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
10. 新株予約権証券  
本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
12. 組織再編行為の際の取扱い  
当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第5項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。



- (7) 譲渡制限について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
  - (8) 組織再編行為の際の取扱い  
本項に準じて決定する。
13. 権利者への適用関係等
- (1) 権利者が個人の場合、本要項の規定中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本要項の規定中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。
  - (2) 当社が本新株予約権の発行後に取締役会設置会社でなくなった場合においては、本要項の規定中当社の取締役会の決議又は承認について定めた部分は、会社法第348条に基づく業務の決定の方法に従って決定するものとして読み替えるものとする。但し、第7項第(7)号及び第9項に定める取締役会の決議又は承認については、株主総会の決議又は承認と読み替えるものとする。

## 貸借対照表

(単位：千円)

| 科目              | 第17期<br>2020年6月30日現在 |
|-----------------|----------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                      |
| <b>【流動資産】</b>   | <b>323,946</b>       |
| 現金及び預金          | 115,244              |
| 受取手形            | 3,390                |
| 売掛金             | 108,734              |
| 商品及び製品          | 48,189               |
| 仕掛品             | 1,315                |
| 原材料及び貯蔵品        | 20,988               |
| 前払費用            | 14,986               |
| その他             | 11,100               |
| 貸倒引当金           | △2                   |
| <b>【固定資産】</b>   | <b>2,023,110</b>     |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,265,725</b>     |
| 建物及び建物附属設備      | 857,978              |
| 構築物             | 24,961               |
| 機械及び装置          | 818,780              |
| 車両運搬具           | 8,756                |
| 工具、器具及び備品       | 20,656               |
| リース資産           | 89,692               |
| 建設仮勘定           | 13,889               |
| 減価償却累計額         | △568,989             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,205</b>         |
| ソフトウェア          | 95                   |
| その他             | 1,110                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>756,179</b>       |
| 投資有価証券          | 20,000               |
| 関係会社株式          | 191,000              |
| 出資金             | 150                  |
| 関係会社長期貸付金       | 100,000              |
| 長期前払費用          | 3,927                |
| 長期未収入金          | 457,880              |
| 敷金及び保証金         | 92,912               |
| その他             | 563                  |
| 貸倒引当金           | △110,254             |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,347,057</b>     |

| 科目             | 第17期<br>2020年6月30日現在 |
|----------------|----------------------|
| <b>(負債の部)</b>  |                      |
| <b>【流動負債】</b>  | <b>808,796</b>       |
| 買掛金            | 35,291               |
| 短期借入金          | 75,001               |
| 1年内返済予定の長期借入金  | 178,072              |
| 関係会社借入金        | 400,000              |
| リース債務          | 16,040               |
| 未払金            | 58,856               |
| 未払費用           | 25,296               |
| 未払法人税等         | 7,949                |
| 未払消費税等         | 6,280                |
| 預り金            | 3,237                |
| 買付契約評価引当金      | 2,770                |
| <b>【固定負債】</b>  | <b>1,387,778</b>     |
| 長期借入金          | 1,092,328            |
| リース債務          | 74,344               |
| 繰延税金負債         | 24,206               |
| 資産除去債務         | 153,917              |
| その他            | 42,983               |
| <b>負債合計</b>    | <b>2,196,575</b>     |
| <b>(純資産の部)</b> |                      |
| <b>【株主資本】</b>  | <b>140,883</b>       |
| 資本金            | 439,219              |
| 資本剰余金          | 487,258              |
| 資本準備金          | 439,219              |
| その他資本剰余金       | 48,038               |
| <b>利益剰余金</b>   | <b>△785,452</b>      |
| その他利益剰余金       | △785,452             |
| 繰越利益剰余金        | △785,452             |
| <b>自己株式</b>    | <b>△142</b>          |
| <b>【新株予約権】</b> | <b>9,598</b>         |
| <b>純資産合計</b>   | <b>150,481</b>       |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>2,347,057</b>     |

# 損益計算書

(単位：千円)

| 科目           | 第17期                            |
|--------------|---------------------------------|
|              | 自 2019年 7月 1日<br>至 2020年 6月 30日 |
| 売上高          | 1,053,417                       |
| 売上原価         | 955,627                         |
| 売上総利益        | 97,789                          |
| 販売費及び一般管理費   | 539,186                         |
| 営業損失         | 441,396                         |
| 営業外収益        | 205,500                         |
| 受取利息         | 1,104                           |
| 受取賃貸料        | 103,350                         |
| 業務受託料        | 87,600                          |
| 助成金収入        | 9,802                           |
| 受取保険金        | 2,091                           |
| その他          | 1,552                           |
| 営業外費用        | 133,227                         |
| 支払利息         | 20,122                          |
| 減価償却費        | 1,933                           |
| 賃貸原価         | 110,608                         |
| その他          | 563                             |
| 経常損失         | 369,124                         |
| 特別利益         | 208                             |
| 新株予約権戻入益     | 208                             |
| 特別損失         | 1,760                           |
| 固定資産除却損      | 1,760                           |
| 税引前当期純損失     | 370,676                         |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11,188                          |
| 法人税等調整額      | △2,363                          |
| 当期純損失        | 379,501                         |

# 株主資本等変動計算書

第17期 自2019年7月1日 至2020年6月30日

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |         |          |         |                     |          |      |          |
|---------------------|---------|---------|----------|---------|---------------------|----------|------|----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金               |          | 自己株式 | 株主資本合計   |
|                     |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計  |      |          |
| 当期首残高               | 439,219 | 439,219 | 48,038   | 487,258 | △405,950            | △405,950 | △96  | 520,430  |
| 当期変動額               |         |         |          |         |                     |          |      |          |
| 当期純損失               |         |         |          |         | △379,501            | △379,501 |      | △379,501 |
| 自己株式の取得             |         |         |          |         |                     |          | △46  | △46      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |         |          |         |                     |          |      |          |
| 当期変動額合計             | -       | -       | -        | -       | △379,501            | △379,501 | △46  | △379,547 |
| 当期末残高               | 439,219 | 439,219 | 48,038   | 487,258 | △785,452            | △785,452 | △142 | 140,883  |

|                     | 新株予約権 | 純資産合計    |
|---------------------|-------|----------|
| 当期首残高               | 8,089 | 528,520  |
| 当期変動額               |       |          |
| 当期純損失               |       | △379,501 |
| 自己株式の取得             |       | △46      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,508 | 1,508    |
| 当期変動額合計             | 1,508 | △378,038 |
| 当期末残高               | 9,598 | 150,481  |

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券  
時価のないもの 移動平均法による原価法
- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品及び製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|            |        |
|------------|--------|
| 建物及び建物附属設備 | 3～26年  |
| 構築物        | 15～20年 |
| 機械及び装置     | 2～8年   |
| 車両運搬具      | 4～6年   |
| 工具、器具及び備品  | 2～15年  |

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 買付契約評価引当金

買付約定済みで未購入のものについて、今後の販売から発生する損失に備えるため、契約上の購入価額と予定販売価額との差額を契約損失見込額として計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### 【追加情報】

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づいて実施しており、新型コロナウイルス感染拡大による当社業績への影響は2021年6月期まで続くものと仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の感染症の状況や経営環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りの仮定が大きく乖離する可能性があり、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 【貸借対照表に関する注記】

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

|            |           |
|------------|-----------|
| 建物及び建物附属設備 | 687,831千円 |
| 機械及び装置     | 213,161千円 |
| 計          | 900,993千円 |

###### (2) 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 50,520千円  |
| 長期借入金         | 391,180千円 |
| 計             | 441,700千円 |

###### (3) 有形固定資産に含めて表示している遊休固定資産

|            |          |
|------------|----------|
| 建物及び建物附属設備 | 1,573千円  |
| 機械及び装置     | 43,274千円 |
| 工具、器具及び備品  | 243千円    |
| 計          | 45,090千円 |

##### 2. 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 38,358千円  |
| 短期金銭債務 | 29,857千円  |
| 長期金銭債権 | 457,880千円 |

#### 【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|     |           |
|-----|-----------|
| 売上高 | 22,873千円  |
| 仕入高 | 350,074千円 |
| その他 | 420千円     |

営業取引以外の取引による取引高

|     |           |
|-----|-----------|
| その他 | 194,651千円 |
|-----|-----------|

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式

129株

### 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、関係会社株式評価損及び資産除去債務の否認等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

### 【関連当事者との取引に関する注記】

子会社関連会社等

(単位：千円)

| 属性  | 会社等の名称         | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係   | 取引の内容             | 取引金額    | 科目      | 期末残高    |
|-----|----------------|----------------|---|-------------------|---------|---------|---------|
| 子会社 | 株式会社ジーエムエス     | 所有<br>直接 100%  | 産業廃棄物処理受託先<br>役務の提供<br>当社の廃棄物処理委託先<br>資金の借入<br>業務支援<br>役員 兼務                                | 業務支援受託<br>(注1)    | 72,000  | 未収入金    | 10,077  |
|     |                |                |   | 資金借入<br>(注2)      | 400,000 | 関係会社借入金 | 400,000 |
|     | リファインマテリアル株式会社 | 所有<br>直接 100%  | 製<br>品<br>の<br>販<br>売<br>の<br>仕<br>入<br>支<br>出<br>の<br>立<br>替<br>の<br>貸<br>付<br>の<br>兼<br>務 | 製品の販売<br>(注3)     | 12,736  | 売掛金     | 27,641  |
|     |                |                |   | 商品の仕入<br>(注4)     | 350,074 | 買掛金     | 25,669  |
|     |                |                |   | 経費の立替<br>(注5)     | 27,243  | 長期未収入金  | 457,880 |
|     |                |                |   | 出向者給与及び賞与<br>(注6) | 59,465  |         |         |
|     |                |                |   | 業務支援受託<br>(注7)    | 15,600  |         |         |
|     |                |                |   | 固定資産の貸与<br>(注8)   | 103,203 |         |         |
|     | 資金貸付<br>(注9)   | —              | 関係会社<br>長期貸付金<br>(注10)  | 100,000           |         |         |         |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 業務支援受託料については、株式会社ジーエムエスと交渉の上、一定の合理的な基準に基づき決定しております。
- (注2) 株式会社ジーエムエスからの資金の借入金利については、市場金利を勘案して一定の合理的な基準に基づき決定しております。
- (注3) 再生樹脂製品等の販売については、市場実勢及び総原価を勘案し一定の合理的な基準に基づき決定しております。
- (注4) 再生樹脂商品の仕入については、市場実勢及び総原価を勘案し一定の合理的な基準に基づき決定しております。
- (注5) 当社は、リファインマテリアル株式会社における実費相当額の経費立替を行っております。
- (注6) 出向者給与及び賞与については、当社の給与規程に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

- (注7) 業務支援受託料については、リファインマテリアル株式会社と交渉の上、一定の合理的な基準に基づき決定しております。
- (注8) リファインマテリアル株式会社に対し建物・設備の貸与を行っております。なお、固定資産使用料については、減価償却費等の相当額としております。
- (注9) リファインマテリアル株式会社に対する資金の貸付金利については、市場金利を勘案して一定の合理的な基準に基づき決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注10) リファインマテリアル株式会社への関係会社長期貸付金に対し、100,000千円の貸倒引当金を計上しております。
- (注11) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

#### 【1株当たり情報に関する注記】

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 46円19銭  |
| 1株当たり当期純損失 | 124円43銭 |

#### 【重要な後発事象に関する注記】

(第三者割当による新株式発行)

「連結計算書類 連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分)

「連結計算書類 連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(ストック・オプション(新株予約権)の付与)

「連結計算書類 連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。



### 独立監査人の監査報告書

2020年9月8日

リファインバース株式会社  
取締役会 御中

#### 應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 澤 田 昌 輝 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 星 野 達 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リファインバース株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リファインバース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年8月20日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2020年9月7日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年8月25日及び2020年8月31日開催の取締役会において、2020年9月30日開催予定の第17期定時株主総会に資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年9月8日

リファインバース株式会社  
取締役会 御中

**應和監査法人**

東京都千代田区

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 澤 田 昌 輝 ㊞

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 星 野 達 郎 ㊞

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リファインバース株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**強調事項**

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年8月20日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2020年9月7日に払込が完了している。
  2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年8月25日及び2020年8月31日開催の取締役会において、2020年9月30日開催予定の第17期定時株主総会に資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ グループ各社を含めた内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

該当事項はありません。

2020年9月11日

リファインバース株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 孝 実 ㊟

社外監査役 片岡 敬 三 ㊟

社外監査役 丸吉 龍 一 ㊟

以 上

### 第1号議案

## 資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

当社は、2020年6月30日現在で785,452,117円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。今般、この欠損金を補填し、財務体質の健全化ならびに早期に配当を実現できる体制にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替え、また、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株あたり純資産額に変更が生じるものでもございません。

#### 1. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

2020年6月30日現在の資本金の額439,219,723円のうち389,219,723円を減少して50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

##### (2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2020年11月1日を予定しております。

#### 2. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額439,219,722円のうち389,219,722円を減少して50,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

##### (2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2020年11月1日を予定しております。

#### 3. 剰余金の処分の内容

当社のその他資本剰余金48,038,367円のうち7,012,672円と、会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金778,439,445円を合わせ、785,452,117円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当したいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 785,452,117円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 785,452,117円

## 第2号議案

# 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となります。つきましては取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、改めて取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

|   |                             |                  |                        |
|---|-----------------------------|------------------|------------------------|
| 候補者番号   | お ち<br>あ き ら<br><b>越智 晶</b> | <b>再任</b>        | 所有する当社の株式数<br>279,520株 |
| <b>1</b>  |                             | 生年月日 1970年12月21日 |                        |
| <b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>   |                             |                  |                        |
| <p>1993年 4月 株式会社ノエビア入社<br/>                 2000年 4月 株式会社大前・ビジネス・ディベロップメンツ入社<br/>                 2002年 5月 株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）取締役（非常勤）<br/>                 2003年 5月 同社 取締役副社長<br/>                 2003年12月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br/>                 2006年 9月 インバースプロダクツ株式会社（現株式会社ジーエムエス）取締役<br/>                 2008年 9月 同社 代表取締役社長<br/>                 2012年 9月 株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）代表取締役社長<br/>                 2013年 5月 建設廃棄物協同組合 監事<br/>                 2014年 9月 株式会社ジーエムエス 取締役会長<br/>                 2016年 9月 同社 取締役（現任）<br/>                 2017年 5月 リファインマテリアル株式会社 取締役<br/>                 2019年11月 同社 代表取締役社長（現任）</p> |                             |                  |                        |
| <b>■取締役候補者とした理由</b>   |                             |                  |                        |
| <p>経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣としてリーダーシップを発揮しており、当社代表取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。</p>   |                             |                  |                        |



|   |   |                           |    |                 |                      |
|---|---|---------------------------|----|-----------------|----------------------|
| 候補者番号   | 2 | か し む ら た つ ひ こ<br>加志村 竜彦 | 再任 | 生年月日 1974年1月14日 | 所有する当社の株式数<br>1,500株 |
| <b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>   |   |                           |    |                 |                      |
| <p>1996年 4月 三菱化学株式会社入社<br/> 2004年 8月 当社入社<br/> 2006年 8月 住友化学株式会社入社<br/> 2014年 4月 当社入社 事業開発部長<br/> 2014年 9月 当社 取締役 事業開発部長<br/> 2014年 9月 株式会社ジーエムエス 取締役 (現任)<br/> 2019年 9月 当社 常務取締役 事業開発部長 (現任)</p> |   |                           |    |                 |                      |
| <b>■取締役候補者とした理由</b>   |   |                           |    |                 |                      |
| 総合化学メーカーにおいて、マーケティング・企画等の業務に携わり、豊富な経験と見識を兼ね備え、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。   |   |                           |    |                 |                      |

|  |   |                       |    |                  |                       |
|--|---|-----------------------|----|------------------|-----------------------|
| 候補者番号  | 3 | た き ざ わ り ょ う<br>瀧澤 陵 | 再任 | 生年月日 1979年10月12日 | 所有する当社の株式数<br>10,000株 |
| <b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>  |   |                       |    |                  |                       |
| <p>2001年 9月 株式会社御美商 (現株式会社ジーエムエス) 入社<br/> 2006年 6月 同社 運行管理部部長<br/> 2010年 4月 同社 営業部部長兼運行管理部部長<br/> 2010年 9月 同社 取締役<br/> 2014年 9月 当社 取締役<br/> 2014年 9月 株式会社ジーエムエス 代表取締役社長<br/> 2019年 7月 同社 取締役 (現任)<br/> 2019年 7月 当社 取締役 人事総務部長<br/> 2020年 7月 当社 取締役 人事部長 (現任)</p> |   |                       |    |                  |                       |
| <b>■取締役候補者とした理由</b>  |   |                       |    |                  |                       |
| 株式会社ジーエムエスの代表取締役社長として企業のマネジメント経験を有し、現在は、グループ全体の人事部門の責任者として手腕を発揮しており、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。  |   |                       |    |                  |                       |

|  |   |  |                              |                      |
|--|---|--|------------------------------|----------------------|
| 候補者番号  | 4 | <small>まつむら</small><br><small>じゅんや</small><br><b>裕村 順也</b> | <b>再任</b><br>生年月日 1979年9月28日 | 所有する当社の株式数<br>1,000株 |
| <b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>  |   |  |                              |                      |
| 2005年4月 当社入社<br>2013年12月 当社 開発部開発課長兼製造部次長<br>2014年9月 当社 取締役 研究開発部長<br>2017年5月 リファインマテリアル株式会社 代表取締役社長<br>2019年7月 同社 取締役（現任）<br>2019年7月 当社 取締役 事業開発部 研究開発 部長（現任） |   |  |                              |                      |
| <b>■取締役候補者とした理由</b>  |   |  |                              |                      |
| 建築材料等に関して専門的かつ幅広い知識を有しており、現在は、当社の研究開発部門の責任者として手腕を発揮しており、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。  |   |  |                              |                      |

|  |   |  |                              |                  |
|--|---|--|------------------------------|------------------|
| 候補者番号  | 5 | <small>あおき</small><br><small>たく</small><br><b>青木 卓</b> | <b>再任</b><br>生年月日 1978年1月24日 | 所有する当社の株式数<br>一株 |
| <b>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</b>  |   |  |                              |                  |
| 2001年4月 KISCO株式会社入社<br>2005年4月 稲畑産業株式会社入社<br>2011年6月 日本マイクロソフト入社<br>2018年6月 当社 経営企画室長<br>2019年7月 株式会社ジーエムエス 代表取締役社長（現任）<br>2019年9月 当社 取締役 経営企画室長兼産廃事業部長<br>2020年7月 当社 取締役 産廃事業部長（現任） |   |  |                              |                  |
| <b>■取締役候補者とした理由</b>  |   |  |                              |                  |
| 株式会社ジーエムエスの代表取締役社長としてリーダーシップを発揮しており、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。  |   |  |                              |                  |

|          |                           |                 |                      |
|----------|---------------------------|-----------------|----------------------|
| 候補者番号    | ほりうち けんいち<br><b>堀内 賢一</b> | 再任              | 所有する当社の株式数<br>5,000株 |
| <b>6</b> |                           | 生年月日 1947年5月30日 |                      |

**略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

- 1968年 4月 日平産業株式会社（現コマツNTC株式会社）入社
- 1993年 4月 同社 新規事業部部长
- 2004年 2月 当社入社 取締役開発部部长
- 2004年 4月 アールインバーサテック株式会社 取締役
- 2006年 9月 インバースプロダクツ株式会社（現株式会社ジーエムエス）取締役
- 2014年 9月 当社 取締役 最高技術責任者
- 2016年 2月 当社 取締役 最高技術責任者兼製造部部长
- 2016年10月 当社 取締役 最高技術責任者（現任）
- 2017年 5月 リファインマテリアル株式会社 取締役（現任）

**■取締役候補者とした理由**

長年にわたり機械設計等技術の分野に携わり、当社の設備、技術に関して専門的な知識及び豊富な経験を兼ね備えています。最高技術責任者としてその手腕を発揮しており、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

|          |                        |                |    |    |                  |
|----------|------------------------|----------------|----|----|------------------|
| 候補者番号    | さめしま たく<br><b>鮫島 卓</b> | 再任             | 社外 | 独立 | 所有する当社の株式数<br>一株 |
| <b>7</b> |                        | 生年月日 1957年1月4日 |    |    |                  |

**略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

- 1981年 4月 東京リース株式会社入社
- 1991年 1月 国際ファイナンス株式会社（現AGキャピタル株式会社）入社
- 2004年 9月 当社 社外取締役（現任）
- 2008年 6月 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社（現AGキャピタル株式会社） 代表取締役社長（現任）

**■社外取締役候補者とした理由**

企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただけることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、鮫島卓氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって16年であります。

**■独立役員の届出について**

鮫島卓氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、同氏について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

**■責任限定契約の概要**

当社は、会社法第427条第1項に基づき、鮫島卓氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

せ きぐ ち しゅうい ち  
関口 修一

再任

社外

生年月日 1959年2月20日

所有する当社の株式数  
一株

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年 4月 住江織物株式会社入社  
2005年 9月 株式会社スミノエ 中部ブロック長  
2009年 9月 同社 東日本ブロック長  
2010年 8月 同社 取締役（現任）  
2010年 8月 同社 東日本支社長（現任）  
2018年 8月 住江織物株式会社 執行役員（現任）  
2018年 8月 株式会社スミノエワークス 代表取締役（現任）  
2019年 9月 当社 社外取締役（現任）

#### ■社外取締役候補者とした理由

企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただけることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、関口修一氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年であります。

#### ■責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、関口修一氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

会社法第236条、同法第238条及び同法第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

I 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

中長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、当社及び当社子会社の従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

II 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式60,000株を上限とする。但し、第2項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は600個を上限とする。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

(3) 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権は無償で発行する。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、第2項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われぬものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後7年を経過する日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第7項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

### (2) 相 続

権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、権利者の死亡後6ヶ月以内に当社が認めた場合に限る、下記に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。

- ① 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
  - 1) 相続開始の年月日
  - 2) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
  - 3) 相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）の氏名及び住所
  - 4) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
  - 5) 上記1)乃至4)のほか、当社の定める事項
- ② ①に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
- ③ 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
- ④ 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
- ⑤ 行使期間中に上記①1)乃至5)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。
- ⑥ 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。
- ⑦ 本項第(2)号を除く本要項の規定の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(4)号の規定は適用されないものとする。



## 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は同法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本新株予約権の割当日において下記①又は②の身分を有する権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合

- ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ⑨ 権利者が本要項の規定又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

## 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

## 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

## 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、

下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第5項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 譲渡制限について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

### 13. 権利者への適用関係等

(1) 権利者が個人の場合、本要項の規定中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本要項の規定中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

(2) 当社が本新株予約権の発行後に取締役会設置会社でなくなった場合においては、本要項の規定中当社の取締役会の決議又は承認について定めた部分は、会社法第348条に基づく業務の決定の方法に従って決定するものとして読み替えるものとする。但し、第7項第(7)号及び第9項に定める取締役会の決議又は承認については、株主総会の決議又は承認と読み替えるものとする。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

メ モ

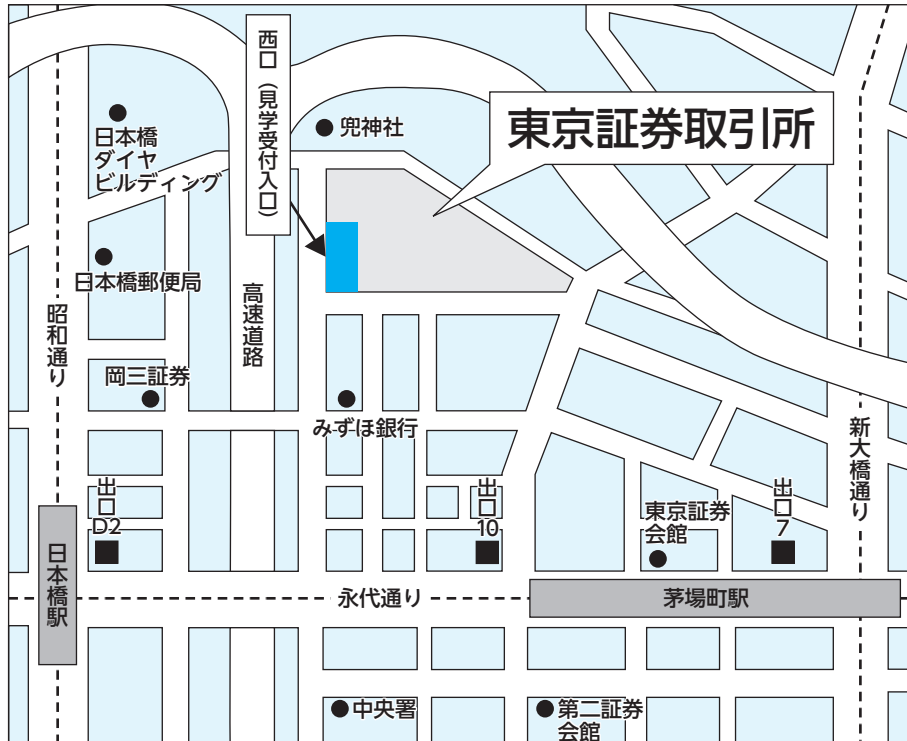
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

株式会社東京証券取引所 2階 東証ホール



西口 (見学受付入口) からご入場ください。

交通

東京メトロ東西線 茅場町駅 (出口10) 徒歩5分  
東京メトロ日比谷線 茅場町駅 (出口7) 徒歩7分  
都営地下鉄浅草線 日本橋駅 (出口D2) 徒歩5分

施設にご入場の際には、お手数ですが本株主総会招集ご通知及び同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。